

令和3年度 総合評価方式(簡易型)における 評価項目, 加算点及び評価基準

◇トンネル工事(JV工事)

評価項目及び加算点		評価基準
簡易な 施工 計画 2.0点	① 施工上の課題に対する技術的所見 加算点=1.00×審査点/審査項目数 ※1 小数点以下第3位を四捨五入	1.00 ( ~ 0.00 点) 発注者が指定した内容(技術テーマ①)について、現場特有の施工上の課題を正しく理解しているか。また、課題に対する対策の手法が、トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。
	② 施工上配慮すべき事項 加算点=1.00×審査点/審査項目数 ※1 小数点以下第3位を四捨五入 ※ 具体的な評価基準は案件毎に設定	1.00 ( ~ 0.00 点) 発注者が指定した内容(技術テーマ②)について、現場特有の施工上配慮すべき事項を正しく理解しているか。また、配慮する事項に対する対策の手法が、トンネル技術に精通した知識と経験に基づき計画されているか等について審査する。
企業 の 施工 能力 6.5点	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績[代表者] ○ 表彰実績あり ( 0.5 点) ○ 表彰実績なし ( 0.0 点) ※ 当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。	平成23年度から令和3年度において、代表者が単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、令和3年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等含む)。
	過去10年間における国(九州内)・特殊法人・県・市町村工事の同種工事の県内施工実績[代表者] ○ 3件以上の実績あり ( 0.5 点) ○ 2件の実績あり ( 0.3 点) ○ 1件の実績あり ( 0.0 点)	平成23年度から令和2年度までに完成検査を受けた下記①～⑤のいずれかの工事において、代表者が単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①県土木部発注工事(建築課所管発注工事除く) ②県商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 ④市町村が発注する鹿児島県内の工事 ⑤特殊法人が発注する鹿児島県内の工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点[代表者] ○ 83点以上 ( 3.0 点) ○ 78点以上83点未満 ( 2.9 ~0.1 点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 ( 0.0 点)	平成30年1月1日から令和2年12月31日までに完成した下記①及び②の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における代表者の工事成績平均点は何か。 ①県土木部発注工事(建築課所管発注工事除く) ②県商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	経営事項審査における経営状況[代表者] ○ 900点以上 ( 0.30 点) ○ 800点以上900点未満 ( 0.25 点) ○ 700点以上800点未満 ( 0.20 点) ○ 600点以上700点未満 ( 0.15 点) ○ 500点以上600点未満 ( 0.10 点) ○ 500点未満 ( 0.00 点)	平成31年4月1日から令和2年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)による代表者のY評価(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力[代表者] ○ 1100点以上 ( 0.20 点) ○ 1000点以上1100点未満 ( 0.15 点) ○ 900点以上1000点未満 ( 0.10 点) ○ 900点未満 ( 0.00 点)	平成31年4月1日から令和2年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)による代表者のZ <sub>1</sub> 点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量[代表者及び代表者以外の構成員] ○ 代表者及び代表者以外の構成員としての受注件数 ( 1.0 ~ -1.0 点) 1.0-(代表者としての受注件数×0.5+代表者以外の構成員としての受注件数×0.3) ※ 受注件数はトンネル工事のみを対象とする。	当該年度受注工事量は、令和3年4月1日入札公告開始日から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、下記①及び②のうち、総合評価方式対象のJV工事を対象とする。 なお、当該入札に参加する全てのJV構成員が代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし、一般土木工事のJV工事のみを受注件数の対象とする。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事
	過去5年間における新規学卒者の雇用[代表者] ① 過去5年間における県内の学校の新規学卒者の雇用 ( 0.5 点) ② 過去5年間における県内の営業所に県外の学校の新規学卒者(※県内出身者に限る)の雇用 ( 0.0 点) ※本籍地が県内又は中学卒業まで県内在住の者 ○ ①又は②の実績あり ( 0.5 点) ○ 実績なし ( 0.0 点)	①(1)平成28年度から令和元年度までに、県内学校の新卒者を卒業月の翌月から3か月以内に採用し、現在、継続して雇用。 又は(2)令和2年度に、県内学校を過去3か年度以内に卒業した者を採用し、現在、継続して雇用。 ②(1)平成28年度から令和元年度までに、県内営業所に県外学校の新卒者を卒業月の翌月から3か月以内に採用し、現在、継続して雇用。 又は(2)令和2年度に、県内営業所に県外学校を過去3か年度以内に卒業した者を採用し、現在、継続して雇用。 ※代表者の実績とする。 ※新規学卒者とは、雇用時点において満29歳までの者とする。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録[代表者] ① 前年度までに障害者を雇用している。 ( 0.5 点) ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ( 0.3 点) ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ( 0.0 点) ○ 上記項目のうち、2つ以上の実績あり ( 0.5 点) ○ 上記項目のうち、いずれかの実績あり ( 0.3 点) ○ 実績なし ( 0.0 点)	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。ただし、法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用していること。 ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。 ※代表者の実績とする。
	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績[代表者] ○ 現在の会社での表彰実績あり ( 0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり ( 0.3 点) ○ 実績なし ( 0.0 点) ※ 当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。	平成23年度から令和3年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、令和3年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等含む)。 ※代表者の配置予定技術者の実績とする。
	過去2年間のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況[代表者] ○ 推奨以上 ( 0.5 点) ○ 推奨未満 ( 0.3 点) ○ なし ( 0.0 点)	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和元年度から令和2年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット ※代表者の配置予定技術者の実績とする。
配置予定技術者の資格保有 ○ 一級土木施工管理技士又は技術士(トンネル) ( 0.5 点) ○ なし ( 0.0 点)	配置予定技術者が下記の資格を有しているか。 ・一級土木施工管理技士 ・技術士(トンネル)	
地域 貢献度 2.0点	営業所の有無 ○ [代表者] 工事箇所の所在する振興局・支管内に ( 0.5 点) 営業所(従業員10名以上)あり ( 0.0 点) ○ [構成員] 管内業者が2者 ( 0.5 点) 管内業者が1者 ( 0.3 点) 管内業者なし ( 0.0 点)	左記箇所に代表者の営業所を有するか。 左記箇所に構成員の主たる営業所を有するか。
	県住宅供給公社の分譲宅地(ガーデンヒルズ松陽台)取得等実績[代表者又は代表者以外の構成員] ○ 過去5年間に1区画以上の分譲宅地取得実績あり ( 1.0 点) ○ 上記の実績なし ( 0.0 点)	平成28年度から平成29年度において、代表者又は代表者以外の構成員に下記の実績あるか。 ・県住宅供給公社から公社分譲団地内での宅地の取得実績 ※取得年度の次年度以降5年間を評価の対象とする。
	合計	12.00 点

※1:発注者が設定した任意の数